

令和元年度11月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

台風 19 号による被害への対応など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの累計額	11月補正予算額			11月現計予算額	(参考) 元年度11現/ 30年度11現
		その1	その2	計		
一般会計	18,595.62	48.86	128.48	177.35	18,772.98	102.3
特別会計	20,721.75	—	2.06	2.06	20,723.81	101.7
企業会計	1,136.62	—	2.54	2.54	1,139.16	97.1
計	40,454.00	48.86	133.08	181.95	40,635.96	101.8

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの累計額	11月補正予算額			11月現計予算額
		その1	その2	計	
地方交付税	910.00	1.63	6.72	8.35	918.35
国庫支出金	1,228.17	31.93	67.13	99.07	1,327.24
繰越金	34.22	15.29	—	15.29	49.52
県債	1,741.46	—	54.37	54.37	1,795.83
その他	14,681.76	—	0.26	0.26	14,682.02
計	18,595.62	48.86	128.48	177.35	18,772.98

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

○ 台風被害への対応(P3~5参照)

174億2,281万円

(その1:48億8,663万円、その2:125億3,618万円)

台風被害に早急に対応するため、国の「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」や県独自の施策により、住宅が損壊した世帯の生活の再建や、被災した中小企業・農業者等の生業の再建を支援するとともに、県が管理する公共土木施設の復旧工事等を行う。

○ 難病患者医療費 (その2) 6億 2,037 万円

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき支給する扶助費について、外来患者に係る医療費が当初の見込みを上回り、事業費が不足することから、所要の経費を追加計上する。

[健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長 電話 045-210-4772]

㊦ 産業技術短期大学校西キャンパス新築工事費 (その2)

【債務負担行為の設定】 期 間 令和元年度～令和4年度
限度額 13 億 500 万円

産業技術短期大学校(横浜市旭区中尾)の西キャンパスについて、建築後約 50 年が経過し、老朽化が著しいことから、設計施工一括発注方式により早急に建替えを行う。

なお、建替えに当たり、県有施設初の ZEB Ready の実現を目指す。

※ ZEB Ready

「ZEB」(年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物)を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物

[産業労働局労働部産業人材課長 電話 045-210-5700]

○ 特定事業契約の変更 (その2)

物価変動による工事費の改定等に伴い特定事業契約を変更するため、所要の経費を追加計上するとともに債務負担行為を設定する。

(1) 体育センター等特定事業費 8,725 万円

【債務負担行為の設定】 期 間 令和元年度～令和2年度
限度額 1 億 866 万円

[教育局行政部教育施設課長 電話 045-210-8061]

(2) 運転免許試験場特定事業費

【債務負担行為の設定】 期 間 令和元年度～令和3年度
限度額 6,667 万円

[警察本部交通部運転免許課課長代理 電話 045-365-3111 内線 211]

○ ゼロ県債の設定(P6・7参照) (その2)

【債務負担行為の設定】 期 間 令和元年度～令和2年度
限度額(総額) 77億 2,127 万円

建築事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和2年度当初予算案への計上を予定している建設事業等の一部を前倒して年度内に発注するため、債務負担行為を設定する。

※ ゼロ県債 (当該年度の支出が(ゼロ)の(県)費(債)務負担行為)

翌年度に歳出予算化する県単独の建設事業等を、当該年度の支出は伴わず(支出がゼロ)に前倒して発注するために設定する県費債務負担行為

台風被害への対応

1 目的

台風被害に早急に対応するため、国の「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」や県独自の施策により、住宅が損壊した世帯の生活の再建や、被災した中小企業・農業者等の生業の再建を支援するとともに、県が管理する公共土木施設の復旧工事等を行う。

2 補正予算額 174 億 2,281 万円（その 1：48 億 8,663 万円、その 2：125 億 3,618 万円）

3 事業内容

(1) 生活の再建支援

事業名及び事業概要	補正予算額	
	その 1	その 2
①被災者生活再建支援事業費 台風19号による被害について、県内の3政令市が被災者生活再建支援法の適用地域となったことを受けて、その他の地域においても、同等の支援を受けられるようにするため、住宅が全壊・大規模半壊した世帯等に対して、県独自の支援金を支給する。 ・支給額：以下の二つの支援金の合計額 ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） 全壊・解体・長期避難：100万円 大規模半壊：50万円 イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） 建設・購入：200万円 補修：100万円 賃借：50万円 ※ 世帯人数が一人の場合は、各該当金額の3/4	6,000 万円	—
②被災住宅耐震性向上事業費 半壊・一部損壊した住宅の耐震性向上等に資する補修に対して、支援金を支給する。 ・支給額：30万円以内（工事費の20%以内） ・負担割合：台風15号による被害 国1/2、県1/2 台風19号による被害 県10/10（県独自）	4億9,140 万円	—
合 計	5億5,140 万円	—

【参考：法による支援の適用がない地域への支援策】

住宅の被害状況	損壊割合	台風15号	台風19号
全壊	50%～	県独自支援(支援法と同等) 支援金:50～300万円 ※10月補正予算で対応済	県独自支援(支援法と同等) 支援金:50～300万円 【上記表の①】
大規模半壊	40～50%		
半壊(解体)	20～40%	国交付金を活用した支援 支援金:30万円(県負担1/2) 【上記表の②】 ※政令市を除く	県独自支援(国交付金と同等) 支援金:30万円 【上記表の②】 ※政令市を除く
半壊			
一部損壊	～20%		

※ 被災者生活再建支援法や災害救助法の適用地域にあっては、法による支援を受けられます。

<法の本県への適用状況>

区分	被災者生活再建支援法	災害救助法
台風15号	横浜市	—
台風19号	横浜市、川崎市、相模原市	19市町村

問合せ先

【(1)①】 暮らし安全防災局防災部災害対策課 課長 圓道 電話 045-210-3420

【(1)②】 県土整備局建築住宅部住宅計画課 課長 羽太 電話 045-210-6531

(2) 生業の再建支援

事業名及び事業概要	補正予算額	
	その1	その2
①中小企業・小規模企業復旧支援事業費補助 中小企業等の早期事業再開を支援するため、被災した事業用建物や機械設備等の復旧・整備に要する経費を補助する。 ・補助率：2/3（国4/9、県2/9） ・補助上限額：2,666万円（補助対象額4,000万円×2/3）	39億円	—
②事業協同組合等施設復旧支援事業費補助 被災した事業協同組合等の倉庫・生産施設等の復旧・整備に要する経費を補助する。 ・補助率：3/4（国1/2、県1/4）	2,700万円	—
③商店街等復旧支援事業費補助 被災した商店街等の街路灯やアーケード等の復旧・整備に要する経費を補助する。 ・補助率：1/2（国1/3、県1/6）	300万円	—
④観光需要喚起に向けた対策 被災地域への旅行商品や宿泊に係る料金の割引（一人一泊当たり最大5,000円）を支援する。	2億3,408万円	—
⑤被災農業者向け経営体育成支援事業費補助 農業者の速やかな生業の再建のため、農畜産物の生産に必要な施設の復旧・整備に要する経費を、市町村を通じて補助する。 ・補助率：5/10（国3/10、県2/10）ほか	1億2,417万円	—
⑥卸売市場復旧支援事業費補助 屋根の破損等が生じた卸売市場に対し、復旧・整備に要する経費を補助する。 ・補助率：1/3（国1/3）ほか	2,390万円	—
⑦水産業強化支援施設整備費補助 被災した冷凍施設などの共同利用施設に対して、復旧・整備に要する経費を補助する。 ・補助率：1/2（国1/2）	2,306万円	—
合 計	43億3,523万円	—

問合せ先

【(2)①②】	産業労働局中小企業部中小企業支援課	課長	森山	電話	045-210-5550
【(2)③】	産業労働局中小企業部商業流通課	課長	山口	電話	045-210-5600
【(2)④】	国際文化観光局観光部観光企画課	課長	三浦	電話	045-210-5760
【(2)⑤農業用施設について】	環境農政局農政部農業振興課	課長	中村	電話	045-210-4420
【(2)⑤畜産施設について】	環境農政局農政部畜産課	課長	高尾	電話	045-210-4500
【(2)⑥】	環境農政局農政部農政課	課長	石井	電話	045-210-4401
【(2)⑦】	環境農政局農政部水産課	課長	滝口	電話	045-210-4530

(3) 災害応急復旧

事業名及び事業概要	補正予算額	
	その1	その2
①土木施設等の復旧 ・道路橋りょう 国道138号など 39か所 ・河川 一級河川相模川など 93か所 ・その他 砂防指定地早川など 67か所	—	88億2,161 万円
②農林水産施設等の復旧 ・農業関係 清水下頭首工など 75か所 ・林業関係 秦野峠林道など 208か所 ・水産業関係 小田原漁港1号防波護岸など 3か所	—	31億8,449 万円
③県有施設の復旧 ・相模湖漕艇場（相模原市緑区与瀬） ・元大野山乳牛育成牧場（足柄上郡山北町皆瀬川）	—	3,065 万円
④県営住宅の修繕【県営住宅管理事業会計】 ・みどり野ハイツ（横浜市栄区飯島町）など 14団地	—	2億600 万円
⑤城山ダム・三保ダムの流木等の処理 【相模川総合開発共同事業会計・酒匂川総合開発事業会計】 ・津久井湖（城山ダム）、丹沢湖（三保ダム）	—	2億1,100 万円
合 計	—	124億5,376 万円

(4) その他

事業名及び事業概要	補正予算額	
	その1	その2
①民間老人福祉施設等復旧支援事業費補助 被災した老人福祉施設等に対して、復旧・整備に要する費用を補助する。 ・補助率：3／4（国1／2、県1／4）	—	6,375 万円
②「介護支援専門員実務研修受講試験」の再試験実施に対する補助 台風19号の影響で中止した試験の再試験を行うため、県が指定した試験実施機関に対して、再試験に要する費用を補助する。	—	1,866 万円
合 計	—	8,241 万円

（注）各表中の金額は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

問合せ先				
【(3)①】 県土整備局事業管理部県土整備経理課	課長	依田	電話	045-210-6070
【(3)②農業関係について】				
環境農政局農政部農地課	課長	吉田	電話	045-210-4460
【(3)②林業関係について】				
環境農政局緑政部森林再生課	課長	矢崎	電話	045-210-4330
【(3)②水産業関係について】				
環境農政局農政部	水産振興担当課長	山本	電話	045-210-4532
【(3)③相模湖漕艇場について】				
スポーツ局スポーツ課	課長	島田	電話	045-285-0791
【(3)③元大野山乳牛育成牧場について】				
環境農政局農政部畜産課	課長	高尾	電話	045-210-4500
【(3)④】 県土整備局建築住宅部公共住宅課	課長	天野	電話	045-210-6533
【(3)⑤】 企業局利水電気部利水課	課長	狩野	電話	045-210-7230
【(4)①】 福祉子どもみらい局福祉部介護サービス担当課長	課長	高橋	電話	045-210-4801
【(4)②】 福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課	課長	長島	電話	045-210-4740

ゼロ県債の設定

1 目的

建築事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和2年度当初予算案への計上を予定している建設事業等の一部を前倒して年度内に発注するため、債務負担行為を設定する。

※ ゼロ県債（当該年度の支出が（ゼロ）の（県）費（債）務負担行為）
翌年度に歳出予算化する県単独の建設事業等を、当該年度の支出は伴わず（支出がゼロ）に前倒して発注するために設定する県費債務負担行為

2 設定額	債務負担行為の総額	77億2,127万円
	【内訳】 一般会計	42億8,898万円
	特別会計	1億3,527万円
	企業会計	32億9,701万円

3 ゼロ県債のメリット

ゼロ県債の設定により、中小企業者にとっては、

- ・ 端境期における仕事量が確保でき、年間事業量の平準化が図られる
- ・ 県からの資金移転はないものの、受注した事業者は、資材の購入、人の雇い入れ等の手当てが行え、そのための融資を円滑に受けられる

などのメリットがある。

また、災害対策や道路補修、老朽化した水道管の更新など、県民生活に直結する事業の効果を早期に発現させることができるメリットがある。

4 ゼロ県債の内容

ゼロ県債の設定は、平成9年度以来連続23年目で、県内中小企業の支援対策を念頭に置き、建設業、塗装業、測量業など幅広い業種を対象とする。

問合せ先

総務局財政部財政課 副課長 山崎 電話 045-210-2251

ゼロ県債の設定（令和元年度）

（単位：万円）

配慮業種	事 項	箇所数	債務負担行為 設定限度額	事業内容 ・ 箇所等
① 建設業 （工事関係）	林道改修事業費	2	9,080	仮設工事及び林道の舗装工事 足柄上郡山北町玄倉地内 ほか
	道路補修費 ほか	(1) 53	160,610	オーバーレイ工 国道134号 藤沢市片瀬海岸一丁目 ほか
	海岸高潮対策費 ほか	20	42,250	養浜工 小田原海岸 ほか
	高等学校施設整備工事費 ほか	5	44,700	耐震補強及び老朽化対策工事監理業務 平塚江南中館A ほか
	交通安全施設整備費	28	15,262	道路標識製作設置工事 相模原警察署管内 ほか
	老朽配水管リフレッシュ事業費 ほか	66	328,806	配水管改良工事 48箇所 基幹管路更新工事 3箇所 ほか
	(小計)	(1) 174	600,710	
② 設計 コンサル タント 業	道路補修費 ほか	(3) 12	23,980	発注者支援業務 国道129号 厚木市上依知 ほか
	河川改修事業費	6	6,200	発注者支援業務委託 引地川（大和市福田） ほか
	防災砂防事業費 ほか	7	5,300	現地測量・堰堤予備設計 中丸沢（清川村煤ヶ谷） ほか
	高等学校施設整備工事設計調査 費	5	9,020	耐震補強及び老朽化対策工事設計業務 横浜旭陵体育館 ほか
	(小計)	(3) 30	44,500	
③ 塗 装 業	交通安全施設等整備費 ほか	36	28,300	歩道橋塗装工 国道134号 平塚市袖ヶ浜～高浜台 ほか
		(小計)	36	28,300
④ 電 気 設 備 業	水防情報基盤緊急整備事業費 ほか	7	5,895	河川監視局更新工 早川（箱根町仙石原） ほか
	交通安全施設整備費 ほか	17	17,829	大江橋交差点 交通信号機改良等工事 ほか
		(小計)	24	23,724
⑤ 測 量 業	水源林確保事業費 ほか	2	1,920	水源協定林区域測量業務 ほか
	河川修繕費 ほか	20	15,900	測量委託 相模川（平塚市大神） ほか
		(小計)	22	17,820
⑥ そ の 他	水源林整備事業費 ほか	29	49,572	森林整備 相模原市緑区青野原 ほか
	河川修繕費 ほか	4	7,500	除草工 境川（相模原市中央区） ほか
		(小計)	33	57,072
合 計		(4) 319	772,127	

（注1） 金額は、万円未満切り捨てのため、符合しないことがある。

（注2） 箇所数の（ ）書きは、再掲箇所を外数で示している。

II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	1 件
条 例 の 廃 止	1 件
条 例 の 改 正	16 件
工 事 請 負 契 約 等 の 締 結	6 件
市 負 担 金	1 件
そ の 他	3 件
計	28 件
(参考) 11月補正予算	8 件
合 計	36 件

2 主な条例案

【条例の制定】

○ 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（P13参照）

社会福祉法の一部改正等に伴い、無料低額宿泊所の利用者の自立の促進や無料低額宿泊所に対する規制強化のため、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する。

[福祉子どもみらい局福祉部生活援護課長 電話 045-210-4900]

【条例の改正】

○ 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例（P14参照）

豚コレラに係る予防的ワクチンの接種に備え、豚コレラに係る家畜注射の手数料を設定するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

○ 神奈川県立山岳スポーツセンター条例の一部を改正する条例（P15参照）

東京2020オリンピック競技大会でスポーツライミングが実施種目とされたことを契機に、本県の山岳スポーツの更なる推進のため整備するスピードウォールについて、使用料を新設するなど、所要の改正を行う。

[スポーツ局スポーツ課長 電話 045-285-0791]

○ 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例（P16参照）

三崎漁港を核とする地域経済の持続的な発展に向けて、城ヶ島大橋渡橋料を無料化するため、所要の改正を行う。

[環境農政局農政部水産振興担当課長 電話 045-210-4532]

○ 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例（P17参照）

辻堂海浜公園の多目的グラウンドを人工芝にすることで、利便性等が向上することから、利用料金の改定を行うなど、所要の改正を行う。

[県土整備局都市部都市公園課長 電話 045-210-6220]

3 その他の提出予定議案

【条例の廃止等】

○ 卸売市場法の改正関係2議案

卸売市場法の一部改正により、条例委任事項及び都道府県卸売市場審議会設置規定が削除されたことに伴い、関係条例の廃止及び改正を行う。

《条例の廃止》

① 神奈川県地方卸売市場条例を廃止する条例

《条例の改正》

② 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

① [環境農政局農政部農政課長 電話 045-210-4401]

② [総務局組織人材部人事企画担当課長 電話 045-285-0820]

【条例の改正】

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（2法人）を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村における持続可能な行政サービスの提供に向け、市町村単位では処理件数が少ない事務権限等を県に引き上げるなど、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

○ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民の利便性の向上及び行政の効率化を目的に、監査委員が行う住民監査請求に関する事務について、住民基本台帳ネットワークシステムを活用するため、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

○ 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

毒物及び劇物取締法の一部改正等に伴い、毒物又は劇物の原体に係る製造業又は輸入業の登録申請手数料を設定するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

○ 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、新設する手数料を収入証紙により徴収するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

○ 神奈川県都市農業推進条例の一部を改正する条例

都市農業の持続的な発展を図るため、市街地及びその周辺にある農地の保全について、基本理念及び基本的施策に定めるなど、所要の改正を行う。

[環境農政局農政部農政課長 電話 045-210-4401]

○ **保育所等に係る耐火性能規制関係 2 議案**

建築基準法の一部を改正する法律の施行により、3階建てで延べ面積が200㎡未満の建物は耐火建築物であることが求められなくなったが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の施行に伴い、保育所等については、従来の規制を維持するため、関係条例の改正を行う。

① **児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

② **幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

○ **神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例**

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人等に係る権利の制限に関する措置が見直されたことを踏まえ、ふぐ包丁師免許の欠格事由から成年被後見人を削除するなど、所要の改正を行う。

[健康医療局生活衛生部生活衛生課長 電話 045-210-4930]

○ **神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例**

民法の一部改正により個人根保証契約において極度額の設定が必要になったことや、身寄りのない単身高齢者の増加等により、保証人の確保が困難となることが懸念されることから、入居の際に必要としていた保証人に関する規定を削除するため、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

○ **神奈川県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例**

建築士法の一部改正等に伴い、二級建築士又は木造建築士の免許手数料等の額を改定するため、所要の改正を行う。

[県土整備局建築住宅部建築安全課長 電話 045-210-6250]

【工事請負契約等の締結】

	名 称	工事の場所	請負（委託）契約者	請負（委託）契約金額
①	津久井やまゆり園千木良園舎（仮称）新築及び改修工事（建築一第1工区）請負契約	相模原市緑区千木良476番地	渡辺組・見上工業特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社渡辺組 代表取締役 渡邊 一郎	9億4,521万6,195円
②	津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）整備・維持管理事業施設整備業務委託契約	横浜市港南区芹が谷二丁目1,236番1ほか4筆	三井ホーム・瀬戸建設津久井やまゆり園芹が谷園舎（仮称）整備・維持管理事業特定建設工事共同企業体 代表者 三井ホーム株式会社 施設推進事業部長 十文字 将敏 佑企画設計株式会社 代表取締役 宮尾 欣佑	28億1,215万円
③	総合リハセンター特別高圧受変電設備改修工事（電気）請負契約	厚木市七沢516	合同電気工事・大野重電土木・電商相模特定建設工事共同企業体 代表者 合同電気工事株式会社 代表取締役 岩崎 清	9億7,161万4,710円
④	二級河川境川河川改修（護岸工）工事（その2）請負契約	横浜市瀬谷区橋戸三丁目・大和市深見地先	村本・浅井・湘南特定建設工事共同企業体 代表者 村本建設株式会社横浜支店 支店長 藤本 佳史	10億2,523万6,080円
⑤	県営横山団地公営住宅新築工事（5期一建築一第2工区）請負契約	相模原市中央区横山4丁目2-1外	三木・三共特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社三木組 代表取締役 三木 康郎	7億6,016万7,771円
⑥	県営横山団地公営住宅新築工事（5期一建築一第3工区）請負契約	相模原市中央区横山4丁目2-1外	日成工事・大場建設特定建設工事共同企業体 代表者 日成工事株式会社 代表取締役 森野 英俊	7億4,317万2,672円

①② [福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課長 電話 045-210-4702]

③ [健康医療局県立病院課長 電話 045-210-5040]

④ [県土整備局河川下水道部河川課長 電話 045-210-6470]

⑤⑥ [県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]

【市負担金】

○ 建設事業に対する市負担金

県の行う建設事業について、土地改良法に基づき、その受益の限度において経費の一部負担を南足柄市に求める。

[環境農政局農政部農地課長 電話 045-210-4460]

【その他】

○ 神奈川県道路公社の有料道路整備事業計画変更に対する同意について

三浦縦貫道路Ⅱ期区間のうち、供用開始予定の北側区間との接続の位置及び方法を追加するなど、神奈川県道路公社から有料道路整備事業三浦縦貫道路計画の一部変更について、同意を求められたので提案する。

[県土整備局道路部道路企画課長 電話 045-210-6400]

○ **当せん金付証票の発売について**

当せん金付証票法第4条第1項の規定により、令和2年度における宝くじの発売限度額を定める。(令和2年度発売総額250億円以内)

[総務局財政部資金・公営事業組合担当課長 電話 045-210-2290]

○ **地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期目標**

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の中期目標について、令和2年度を初年度とする第三期中期目標を定める。

[健康医療局県立病院課長 電話 045-210-5040]

4 関係資料

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要

(1) 目的

平成30年6月の社会福祉法（以下、「法」という。）の改正により、無料低額宿泊所の利用者の自立の促進や無料低額宿泊所に対する規制強化のため、厚生労働省令に基づき、都道府県、指定都市、中核市は、無料低額宿泊所の施設の設備や運営についての基準を条例で定めることとされた。

そこで、法の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する。

(2) 主な内容

ア 無料低額宿泊所の範囲

- ・ 入居の対象者を生計困難者に限定していること
- ・ 入居者総数の概ね5割以上が生活保護受給者で、賃貸借契約以外の契約であること又は居室使用料や共益費以外の料金を受領してサービスを提供していること

イ 居住環境に関する事項

- ・ 入居定員は30人以下（※）
- ・ 居室は定員1人の個室、居室面積は7.43㎡以上（※）
- ・ 既に供されている多人数居室や簡易個室は、条例施行後3年間で解消

ウ 防災・防火対策に関する事項

- ・ 非常災害に対する計画の策定、避難訓練等の年1回以上の実施
- ・ 建築基準法及び消防法の遵守、防火設備の整備

エ 利用手続き・利用料金の適正化に関する事項

- ・ サービス内容や利用料等を含めた運営規程の整備、県への届出
- ・ 入居申込者への文書による運営規程の説明、利用契約の締結

オ 長期入居の防止・居宅生活移行に関する事項

- ・ 契約期間は1年以内（更新可）、契約期間終了前の利用者の意向確認と福祉事務所等との協議

（※は本県の実情に応じて規定するもの）

(3) 施行期日

令和2年4月1日

問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部生活援護課長 関根 電話 045-210-4900

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例案の概要

(1) 目的

国内での豚コレラの発生が収束の兆しを見せない中、国は豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の改定を行い、野生いのししの豚コレラ感染が確認された都道府県をワクチン接種推奨地域に設定した場合、都道府県による予防接種が可能となっている。

こうした中、10月18日に静岡県で、10月31日に山梨県で豚コレラに感染した野生いのししが確認されたことから、本県においても予防的ワクチンの接種が可能となった場合は速やかに対応する必要があり、ワクチンの接種に備え、家畜注射の手数料を設定するため、条例を改正する。

(2) 内容

名称	金額
家畜注射の手数料 (豚コレラ予防注射)	230円

※ 1回当たり

(3) 施行期日

公布の日

問合せ先

(神奈川県手数料条例について)

総務局財政部財政課副課長 山崎 電話 045-210-2251

(豚コレラについて)

環境農政局農政部畜産課長 高尾 電話 045-210-4500

神奈川県立山岳スポーツセンター条例の一部を改正する条例案の概要

(1) 目的

東京2020オリンピック競技大会で「スポーツクライミング※」が実施種目とされたことを契機として、本県の山岳スポーツの更なる推進を図るため、県立山岳スポーツセンター（秦野市戸川1,392番地）において、既存のリードウォールに加え、新たにスピードウォールの整備を進めており、令和2年4月の供用開始に向け、条例を改正する。

- ※ リード・スピード・ボルダリング3種目の複合競技。
ボルダリング施設については、県立山岳スポーツセンターの隣に、秦野市が整備予定。



〔スピードウォール
イメージ〕

(2) 内容

ア スピードウォール新設に伴う使用料の設定

区 分		単 位	使用料
スピードウォール	一般利用	1人1時間	200円
	専用利用	1面1時間	2,000円

イ スピードウォール新設に伴う使用料の減免規定の整備

スポーツクライミングの推進を図る観点から、使用料の減免規定を定める。

- (ア) 県又は市町村がスポーツ行事を行うために利用するとき。
(イ) 公共的団体が青少年を対象とするスポーツ行事を行うために利用するとき。
(ウ) その他知事が必要と認めるとき。

(3) 施行日

令和2年4月1日

問合せ先

スポーツ局スポーツ課長 島田 電話 045-285-0791

神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例案の概要

(1) 目的

三浦市の城ヶ島地区と三崎地区を結ぶ城ヶ島大橋（昭和35年4月供用開始）は、漁業活動のために整備された漁港施設であることから、城ヶ島地区の在住者や同地区に所在する水産関連事業者等が所有する車両以外の車両の通行に当たっては、神奈川県漁港管理条例に基づき渡橋料を徴収している。

今般、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、三浦市や城ヶ島区（自治会）をはじめとする地元の関係者による地域活性化の取組を後押しし、三崎漁港を核とする地域経済の持続的な発展に寄与するため、城ヶ島大橋の渡橋料を無料にする。

(2) 内容

城ヶ島大橋渡橋料の徴収に関する規定を削除する。

（参考：主な城ヶ島大橋の渡橋料）

区 分	料金（往復）
貨物自動車、小型乗用自動車	100円
普通乗用自動車	150円
路線バス	200円
観光バス	530円

(3) 施行期日

令和2年4月1日

【城ヶ島大橋】



問合せ先

環境農政局農政部水産振興担当課長 山本 電話 045-210-4532

神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例案の概要

(1) 目的

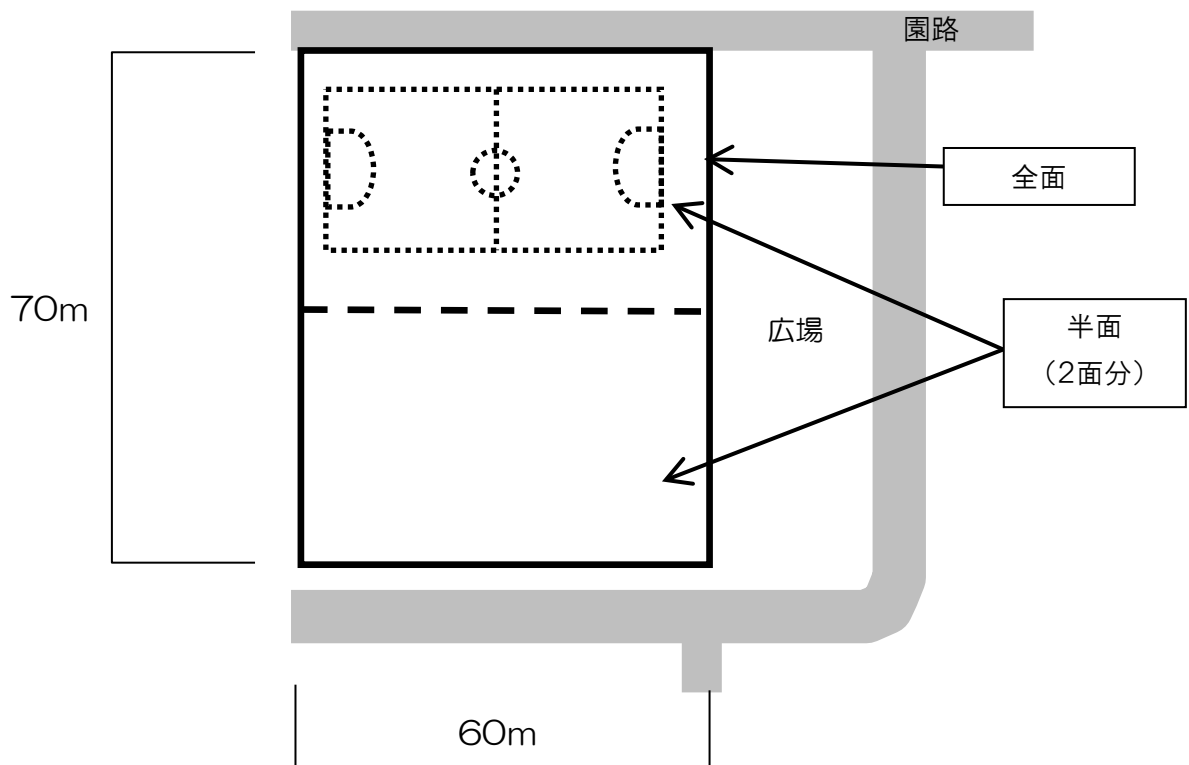
辻堂海浜公園（藤沢市辻堂西海岸3-2）にある有料の多目的グラウンドについて、人工芝にすることで、利便性等が向上することから、利用料金の改定を行うなど、所要の改正を行う。

(2) 内容

名称	区分	改正	現行
辻堂海浜公園	多目的グラウンド	全面・3,200円／1時間	310円／1時間
		半面・1,600円／1時間	

※ 半面でフットサルコート1面分を確保できるよう再整備。全面又は半面ずつで貸出し。

【施設配置図】



(3) 施行期日

令和2年4月1日

問合せ先

県土整備局都市部都市公園課長 森尻 電話 045-210-6220

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

副課長 山崎 電話 045-210-2251

予算編成グループ 前橋 電話 045-210-2262

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 柏木 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 古河 電話 045-210-3022